

# 東京都排出量取引セミナー2022

## 取引事例とよくある質問



2022年12月  
東京都環境局

# 取引事例とよくある質問



## 1. 排出量取引に関するQ&A

2. 排出量取引に関する事例等

3. 申請書のよくある間違い



# 取引事例とよくある質問

## 1. 排出量取引に関するQ&A



- Q 1 御質問等をお寄せいただく場合の方法
- Q 2 システムとは
- Q 3 指定管理口座と一般管理口座の違い
- Q 4 指定管理口座と一般管理口座の関連付け
- Q 5 口座名義人（法人代表者）の変更方法
- Q 6 連絡先の変更方法
- Q 7 システムの見方
- Q 8 口座簿利用者番号の種類と機能（システム）
- Q 9 義務履行状況照会画面の見方（システム）
- Q 10 見積受付登録事業者照会（システム）
- Q 11 クレジット等の購入先を探す方法（HP等）
- Q 12 クレジットの取引価格
- Q 13 クレジットの有効期限
- Q 14 超過削減量の発行とバンキング
- Q 15 超過削減量の発行量が計算した値より少ない



Q 1

御質問等をお寄せいただく場合の方法

制度に関する相談はどのようにすれば  
いいのでしょうか



# A 1

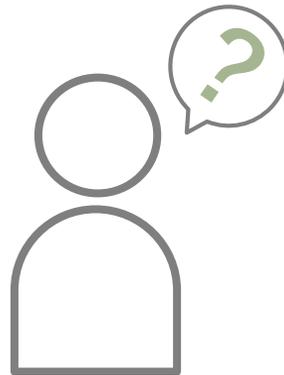
## 御質問等をお寄せいただく場合の方法

- 問合せ先：総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口
- 窓口開設時間：9：00～17：45（都庁舎開庁日のみ）
- 相談方法
  - ☎ 電話で相談⇒03-5388-3438
  - ✉ メールで相談⇒
    - 排出量取引等に関する相談  
[torihiki@ml.metro.tokyo.jp](mailto:torihiki@ml.metro.tokyo.jp)
    - 制度全般に関する相談  
[ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp](mailto:ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp)
  - 👤 窓口で相談⇒
    - メール若しくは電話で予約のうえ、  
東京都庁第二本庁舎 20 階南側の相談窓口へ

Q2

システムとは

システムという言葉をよく聞きますが、  
システムとはどのようなものですか



# A 2

## システムとは

削減量口座簿  
= 電子システム  
= 「システム」

### 削減量口座簿の概念図

#### 削減量口座簿(電子システム)

(知事の管理口座のイメージ)

他制度に移転したクレジット等を管理

他制度連携口座

無効化口座

無効化したクレジット等を管理

義務充当したクレジット等を管理

義務充当口座

抹消口座

抹消したクレジット等を管理

(指定管理口座のイメージ)

対象事業者

対象事業者

対象事業者

対象事業者

対象事業所ごとに1つの指定管理口座が開設される。

対象事業所A

対象事業所B

指定管理口座

指定管理口座

口座名義人は対象事業者全員(複数の者が口座名義人となるケースもある。)

指定管理口座

(一般管理口座のイメージ)

取引参加者X

対象事業者であるかどうかにかかわらず、取引を行いたい者が開設を受ける口座

取引参加者Y  
(対象事業者)

対象事業者などは複数の一般管理口座の開設を受けることができる場合がある。

一般管理口座

一般管理口座

一般管理口座

一般管理口座

Q 3

## 指定管理口座と一般管理口座の違い

指定管理口座と一般管理口座の  
違いがわかりません

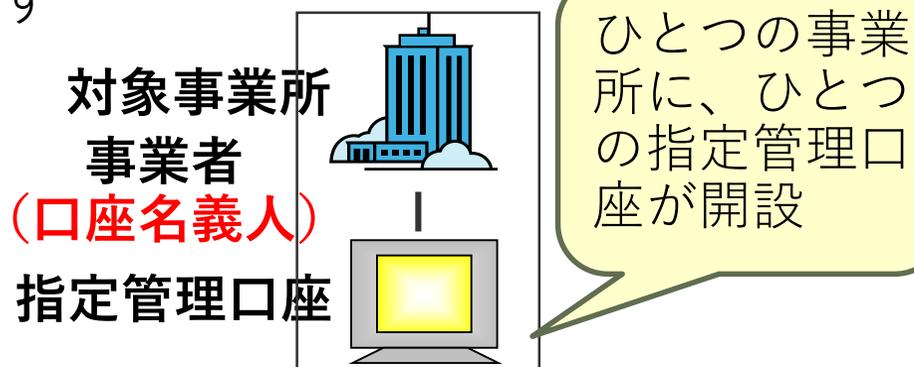


# A 3

## 指定管理口座と一般管理口座の違い

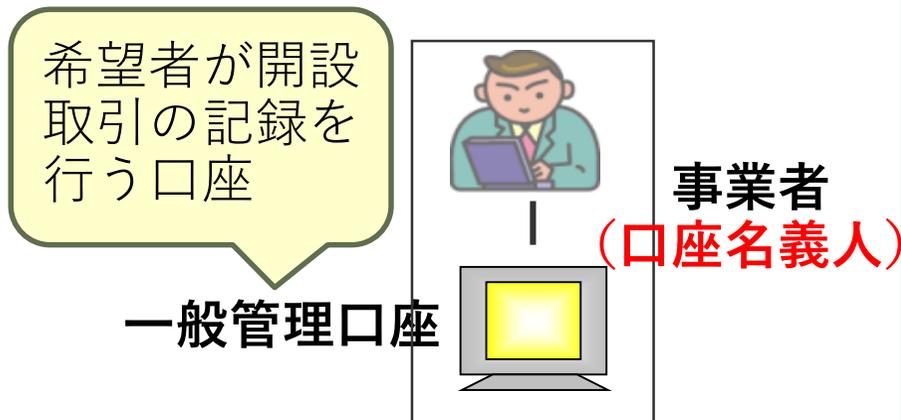
### 【指定管理口座】

- 事業所単位で開設
- 指定地球温暖化対策事業所の指定を行う際に、職権で開設
- 削減義務の履行状況を管理
- 指定管理口座に記録される数値は、対象事業所の排出状況を示す



### 【一般管理口座】

- 法人単位で開設
- 申請に基づき開設
- クレジットを売却、購入する際（排出量取引）に必要



Q 4

## 指定管理口座と一般管理口座の関連付け

指定管理口座と一般管理口座の関連付けはなぜ必要ですか

指定管理口座と一般管理口座を関連付けするためにはどうしたらよいですか

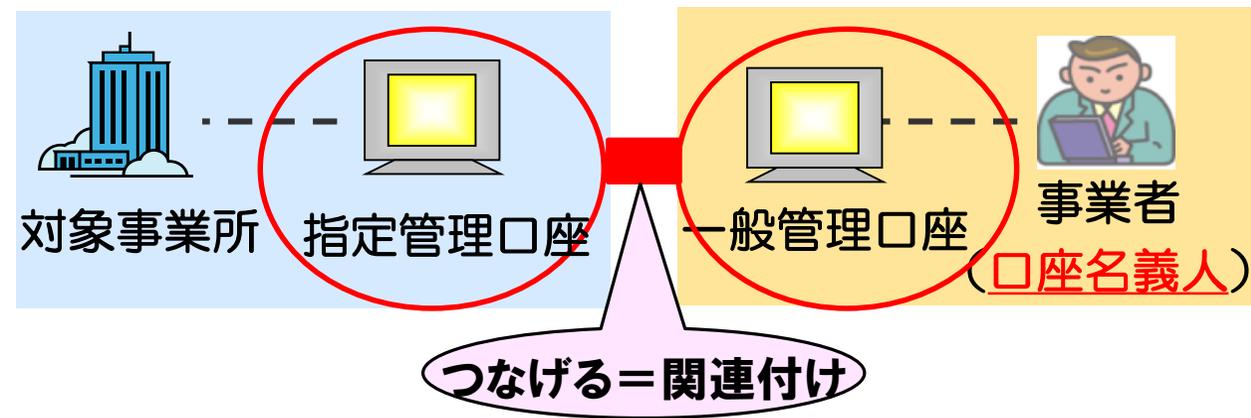


# A 4

## 指定管理口座と一般管理口座の関連付け

- 関連付けは、「指定管理口座」と「一般管理口座」の間でクレジットを移転する際に必要な条件

口座間の移転パターン	移転の可否
① 指定管理口座 ⇒ 一般管理口座	○ (関連付けが必要)
② 一般管理口座 ⇒ 一般管理口座	○
③ 一般管理口座 ⇒ 指定管理口座	○ (関連付けが必要)
④ 指定管理口座 ⇒ 指定管理口座	✖ (必ず一般管理口座を経由)

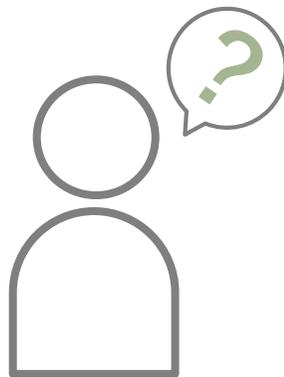


- 申請者は一般管理口座の口座名義人※
- ※関連付ける指定管理口座と一般管理口座の口座名義人が一致することが必要
- 一般管理口座開設申請書の中で指定管理口座との関連付けを申請
- 一般管理口座等に係る関連付け申請書の提出により、開設済の一般管理口座と指定管理口座を関連付けることが可能

Q 5

## 口座名義人（法人代表者）の変更方法

指定地球温暖化対策事業者ですが、  
口座名義人の変更方法がわかりません



## A 5

# 口座名義人（法人代表者）の変更方法

### ● 指定地球温暖化対策事業者の場合

原則として「**指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書**」による届出が必要

- ⇒ 事業所の法人代表者変更
- ⇒ 指定管理口座の口座名義人変更
- ⇒ 一般管理口座の口座名義人変更

1つの届出書で  
すべての項目を変更

### ● 指定地球温暖化対策事業者以外の場合

原則として「**口座名義人等氏名等変更届出書**」による届出が必要

- ⇒ 一般管理口座の口座名義人変更

※ 他の書類による代替も可能な場合がある

Q 6

## 連絡先の変更方法

口座連絡先の変更方法がわかりません



## A 6

# 連絡先の変更方法

## ● 変更項目によって届出方法が異なる

### 会社に変更する場合

原則として「口座名義人等氏名等変更届出書」による届出が必要

※ 他の書類による代替も可能な場合がある

### 会社に変更がない場合（担当者、電話番号などの変更）

変更がある旨と以下の内容をメールにて相談窓口へ連絡

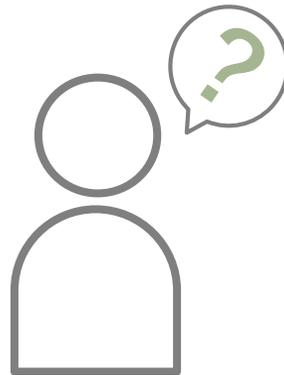
- ・ 変更対象の口座番号
- ・ 変更前後の内容

（住所、所属名、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス）

Q7

## システムの見方

口座情報を閲覧したいのですが、システムへのアクセス方法がわかりません



# A 7

## システムの見方

- インターネットを通じて、Webブラウザからアクセス
- ログイン画面は共通で、ログインに使用する口座簿利用者番号と暗証番号が口座名義人ごとに異なる
- クレジットの量や取引履歴などの情報を記録し、管理する電子システム

システム  
ログイン  
URL

トップページ

ログイン画面

指定管理口座  
情報照会画面

<https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都環境局  
総量削減義務と排出量取引システム

総量削減義務と排出量取引システム - トップページ

総量削減義務と排出量取引システム

総量削減義務と排出量取引システムとは、東京都が実施する総量削減義務と排出量取引制度において、事業所ごとの削減義務履行状況の確認やクレジット等の管理等を行うシステムです。

ログイン

操作マニュアル

東京都環境局  
総量削減義務と排出量取引システム

ログイン

ユーザIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

口座簿利用者番号 (ユーザーID)

暗証番号 (パスワード)

ログイン

指定管理口座情報照会

口座情報照会

義務履行状況照会

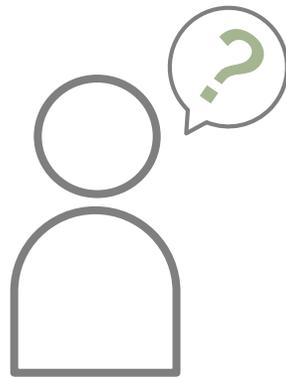
残高照会

取引履歴照会

Q 8

## IDと機能の違い（システム）

口座情報を閲覧したいのですが、IDとパスワードを入力しても、口座情報を閲覧できません



# A 8

## IDと機能の違い（システム）

口座簿利用者番号と暗証番号を紛失した場合等は、「口座簿利用者番号通知申請書」の提出により再発行が必要

- ログインIDと暗証番号は5種類
- 口座情報を閲覧するためには、口座名義人用のID（口座簿利用者番号）等でシステムにログイン

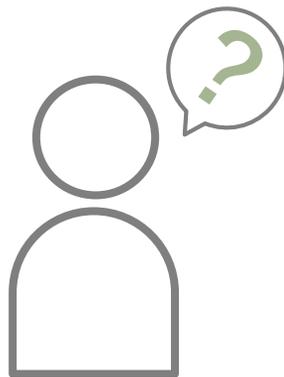
ユーザーID	利用者区分	利用可能な機能	通知方法
指定管理口座 口座名義人用	指定管理口座 口座名義人	口座情報の参照 義務履行状況の参照	郵送 
一般管理口座 口座名義人用	一般管理口座 口座名義人	口座情報の参照 クレジット振替の移転実行等	郵送 
指定管理口座 連絡先担当者用	指定管理口座 連絡先担当者	メッセージ交換機能	電子メール 
一般管理口座 連絡先担当者用	一般管理口座 連絡先担当者	メッセージ交換機能	電子メール 
事業所 連絡先担当者用	事業所 連絡先担当者	メッセージ交換機能 計画書等DL機能	電子メール 

Q9

義務履行状況照会画面の見方（システム）

削減義務を履行できない見込みです

クレジットを調達する量はどこで確認することができますか



# A 9

## 義務履行状況照会画面の見方（システム）

### 【削減量が超過する場合】

「超過削減量の発行可能量」が①に表示

### 【削減量が不足する場合】

「不足する削減量」が②に表示  
 （最新の年度の排出量を推移させた量）

### 【バンキング量を確認】

現在「保有するクレジット量」が③※に表示  
 一般管理口座がある場合は、保有するクレジット  
 量を確認

### 【排出量取引をする必要があるかを確認】

③  
 クレジット  
 保有量

+

一般管理口座  
 に保有するク  
 レジット量

<

②  
 不足する  
 削減量

排出量取引が必要

#### 義務履行状況

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務 期間合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000
事業所区分	I-2	I-2	I-2	I-2	I-2		
トップレベルの判定							
医療施設緩和措置							
削減義務率	25%	25%	25%	25%	25%		
特定温室効果ガス排出量	8,000	8,000	7,800	7,500	7,300		38,600
排出削減量	2,000	2,000	2,200	2,500	2,700		11,400
その他ガス削減量の 義務充当量							
振替可能削減量の 義務充当量							
超過削減量の発行量							
取引を加味した 排出削減量	2,000	2,000	2,200	2,500	2,700		11,400
超過削減量発行可能量	0	0	0	0	0		0

残りの削減義務期間における排出上限量	-1,100	t-CO <sub>2</sub>
前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量	0	t-CO <sub>2</sub>
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量	1,100	t-CO <sub>2</sub>
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当(バンキング)が可能な削減量	0	t-CO <sub>2</sub>

#### クレジット保有状況

第1期クレジット		t-CO <sub>2</sub>
第2期クレジット	500	t-CO <sub>2</sub>
第3期クレジット		t-CO <sub>2</sub>

「超過削減量発行可能量」の欄には、各計画期間  
 のその年度までの累計値が表示されます

Q10

## 見積受付登録事業者照会（システム）

クレジット等を購入（売却）したいのですが、システム上で購入（売却）相手を探すことができますか



# ● 電子システムの見積受付登録事業者照会を利用する方法

※一般管理口座を開設している場合に限る（口座名義人用のIDで閲覧可能）

登録

見積管理業務

≫ 見積受付情報登録・変更

≫ 見積受付登録事業者照会

照会

## ■ 見積受付情報登録・変更

以下の入力フォームに登録又は変更の情報を入力してください。  
「変更」ボタンを押すと、変更の情報を入力することができます。  
入力後に「確定」ボタンを押してください。

選択	取扱種別	見積受付事業者としての登録	取扱クレジットの種類	連絡先
<input checked="" type="radio"/>	購入	希望しない		
<input type="radio"/>	販売	希望しない		

売買情報の登録が可能  
【クレジットの種類】  
【連絡先】

## ■ 見積受付登録事業者照会検索結果

### ■ 検索結果

978件の見積受付登録事業者が検索されました。

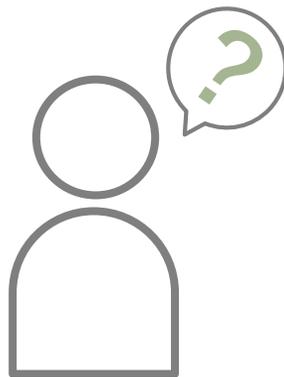
見積受付登録事業者名	所在地（住所）	取扱種別	取扱クレジットの種類	連絡先	備考
島テック法人名称02 島テック事業者代表者名02	港南区野原町02村	購入	都内中小クレジット	あいうえお0002	購入備考
島テック法人名称03 島テック事業者代表者名03	港南区野原町03村	購入	再エネクレジット（環境価値換算量）	あいうえお0003	購入備考00003
島テック法人名称04 島テック事業者代表者名04	港南区野原町04村	購入	再エネクレジット（その他削減量）	あいうえお0004	購入備考00004

検索が可能  
【購入事業者】  
【販売事業者】  
【種類】

Q11

クレジット等の購入先を探す方法（HP等）

クレジット等を購入したいのですが、取引相手をHP等で探す方法がありますか



# A11

## クレジット等の購入先を探す方法（HP等）

### ●民間のクレジット仲介業者、グリーンエネルギー証書の発行事業者を利用

トップページ > 地球環境・エネルギー > 大規模事業所における対策 > 排出量取引

**排出量取引**

ページ番号：855-263-574

新型コロナウイルス感染症対策として相談窓口を縮小しております。お問合せにはメールを御利用ください。また、お返事に少々お時間をいただく場合もあります。メールアドレス： [torihiki@ml.metro.tokyo.jp](mailto:torihiki@ml.metro.tokyo.jp)

- 排出量取引に関する説明資料
- 排出量取引に関する御案内の送付について
- 申請書類
- 排出量取引の実績（発行量/件数、取引量/件数等）
- 排出量取引に関する調査結果（取引価格の査定結果等）
- 排出量取引の会計・税務処理
- 総量削減義務と排出量取引システム（管理口座一覧含む。）
- 総量削減義務と排出量取引システムにおけるユーザIDの種類と利用可能な機能
- 総量削減義務と排出量取引システムにおける義務履行状況画面の見方
- 排出量取引に関する法的な注意事項
- クレジット販売・仲介事業者**

**掲載URL**

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale/trade/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/index.html)



### ●公表データの利用

➤ 「指定（特定）地球温暖化対策事業所及び口座開設者の情報」を参照し、購入先を検討

**指定（特定）地球温暖化対策事業所の情報**

指定（特定）地球温暖化対策事業所の名称、排出量等の情報を公開しています。

- 対象事業所一覧 (Excel)
- 操作マニュアル (対象事業所一覧 (Excel) 利用者) (PDF)

【公開情報】

- 指定（特定）地球温暖化対策事業所の名称
- 削減義務率、基準排出量など削減義務に係る情報
- 各年度の特定温室効果ガス及びその他ガス排出量
- 地球温暖化対策計画書
- 特定テナント等地球温暖化対策計画書
- その他ガス削減量モニタリング計画書

など

**口座開設者の情報**

**掲載URL**

<https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/koukai/koukai.html>



Q12

## クレジットの取引価格

取引価格はどうやって決めれば  
いいのでしょうか



## A12

# クレジットの取引価格

- 当事者同士の交渉・合意により決定
- 参考情報として東京都環境局のHPで査定価格等を公表

**査定価格**：ヒアリング調査により収集された情報をもとに価格を推定

### < 参考 >

クレジット	査定価格帯 (円/t-CO <sub>2</sub> )
超過削減量	200～1,000
クレジット	査定価格帯 (円/t-CO <sub>2</sub> )
再エネクレジット	5000～6,000

- ・ 2022年2月時点
- ・ 取引ロット：500t-CO<sub>2</sub>から5,000t-CO<sub>2</sub> (相当)

Q13

## クレジットの有効期限

クレジットを少し多めに購入し、第四計画期間に利用することはできますか



# A13

## クレジットの有効期限

- 有効期限はクレジットが創出された年度の属する計画期間の翌計画期間まで
- 見積依頼時に第四計画期間まで利用可能なクレジットを指定し、クレジットを購入することも可能



Q14

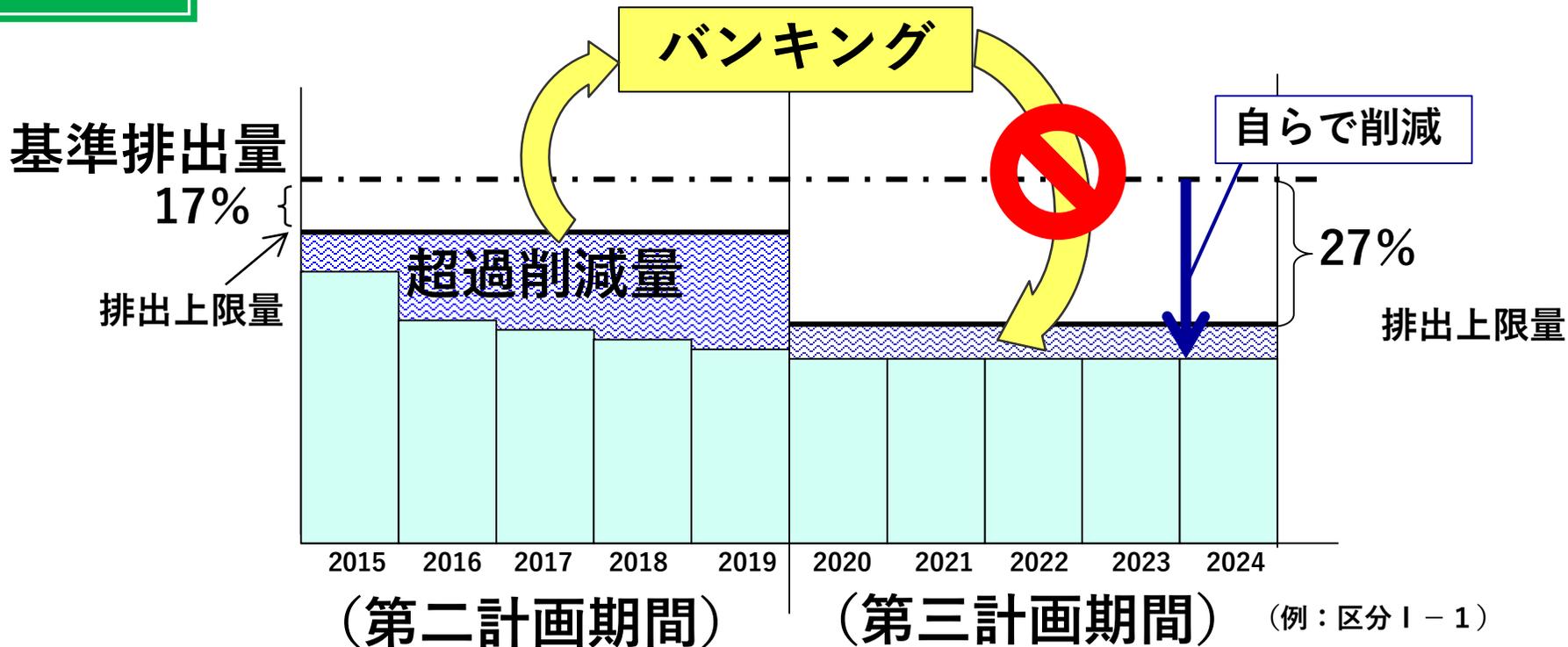
## 超過削減量の発行とバンキング

今期（第三計画期間）も自らの削減で義務履行ができる見込みですが、第二計画期間からバンキングしている超過削減量を今期の削減量として充当し、第四計画期間にバンキングできる量を増やすことはできますか



# A14

## 超過削減量の発行とバンキング



### 《第三計画期間において自らの削減により義務履行できる場合》

バンキングしてある第二計画期間の超過削減量を第三計画期間の削減量に充当することはできません。

### 《「バンキング」とは》

削減計画期間中に削減対策を実施し創出した超過削減量やオフセットクレジット等を発行したものの、当該削減計画期間の義務履行に利用しなかったクレジット等を、翌削減計画期間に持ち越すこと。バンキングの手続きは不要<sup>30</sup>

Q15

超過削減量の発行量には上限がある

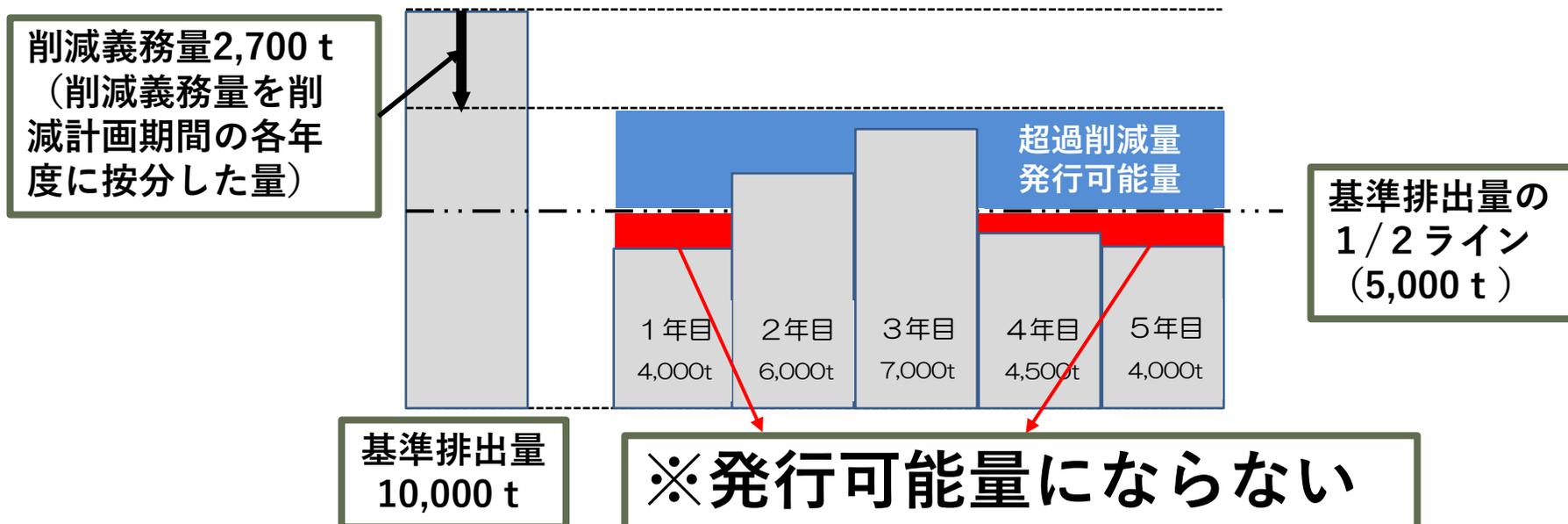
超過削減量の発行量が計算した値より少ない  
のですが



# 超過削減量の発行量には上限がある

- 「超過削減量発行可能量」は、基準排出量の2分の1を超えない範囲の削減量から、各年度の削減義務量（基準排出量に削減義務率を乗じた値）を減じた量
- **発行可能な数量に上限があるため、基準排出量の2分の1を超える削減を達成されている年度は、2分の1を超えた分の削減量については超過削減量として発行できない**

< 超過削減量発行可能量の考え方 >



# 取引事例とよくある質問



1. 排出量取引に関するQ&A
- 2. 排出量取引に関する事例等**
3. 申請書のよくある間違い



# 取引事例とよくある質問

## 2. 排出量取引に関する事例等

- 
- 
- 事例 1 取引関連で毎年行うこと
  - 事例 2 クレジットの調達が必要な場合の対応方法
  - 事例 3 クレジット調達に伴う一連の流れ
  - 事例 4 テナントにクレジットを分配する方法
  - 事例 5 創出したクレジットを移転したいが  
口座にクレジットがない場合の対応
  - 事例 6 連絡先の変更をメールで行う場合の連絡内容
  - 事例 7 口座管理者の登録と変更
  - 事例 8 事業所の指定地球温暖化対策事業者が変更  
となる場合
  - 事例 9 排出量取引の情報は東京都環境局のHPから

## 取引関連で毎年行うこと

### ● 開設している口座の管理

削減量口座簿（電子システム）上に開設している口座にログインできるか、登録している口座名義人及び連絡先は最新の情報であるか確認

⇒ログインできない場合や登録情報に変更がある場合は、手続実施

### ● 事業所の義務履行状況等を把握

2026年9月30日の義務履行期限に向けて、指定管理口座の義務履行状況照会で事業所の温室効果ガスの排出状況等を把握

超過削減量の発行可能量が表示⇒活用方法検討

削減義務量に不足する削減量が表示⇒省エネ対策の検討

⇒調達方法検討

# 事例 1-2

## 取引関連で毎年行うこと（口座の管理）

### ログイン画面

東京都環境局  
総量削減義務と排出量取引システム

#### ログイン

ユーザーIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

口座簿利用者番号（ユーザーID）

暗証番号（パスワード）

ログイン

口座名義人用の

- 口座簿利用者番号（ユーザーID）
- 暗証番号（パスワード）を入力し、システムにログインできるか

**×** ログインできない場合  
「口座簿利用者番号等通知申請書」を提出し、口座簿利用者番号（ユーザーID）等の再通知

本サイト上の文書や画像等に関する著作権は東京都に帰属します。  
本サイト上の文書・画像等の無断使用・転載を禁止します。

Copyright ©2011 Bureau of Environment, TMG. All Rights Reserved.

# 事例 1-3

## 取引関連で毎年行うこと（口座の管理）

### 口座情報照会画面

東京都環境局

総量削減義務と排出量取引システム

メニュー

ヘルプ

ログ

口座名義人の情報は最新の情報が

#### 口座名義人詳細（指定管理口座）

##### 口座名義人情報

「公表」と記載のある情報につきましては、東京都が提供する口座情報一覧の中で一般に公開されます。

5件の口座名義人情報が検索されました。

前へ 1 へ

項番	口座 管理者	法人名称	公表	代表者名（個人氏名）	公表	所在地（住所）	公表	ユーザ ID
1	○	事業者法人名称1	公表	代表者名1	公表	事業者所在地1	公表	
2		事業者法人名称2	公表	代表者名2	-	事業者所在地2	公表	
3		事業者法人名称3	公表	代表者名3	-	事業者所在地3	公表	
4		事業者法人名称4	公表	代表者名4	-	事業者所在地4	公表	
5		事業者法人名称5	公表	代表者名5	-	事業者所在地5	公表	

✖ 最新の情報となっていない場合

「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」等を提出し、最新情報に変更（詳細はスライド12参照）

##### 振替可能削減等の管理を行う部署等の情報

「公表」と記載のある情報につきましては、東京都が提供する口座情報一覧の中で一般に公開されます。

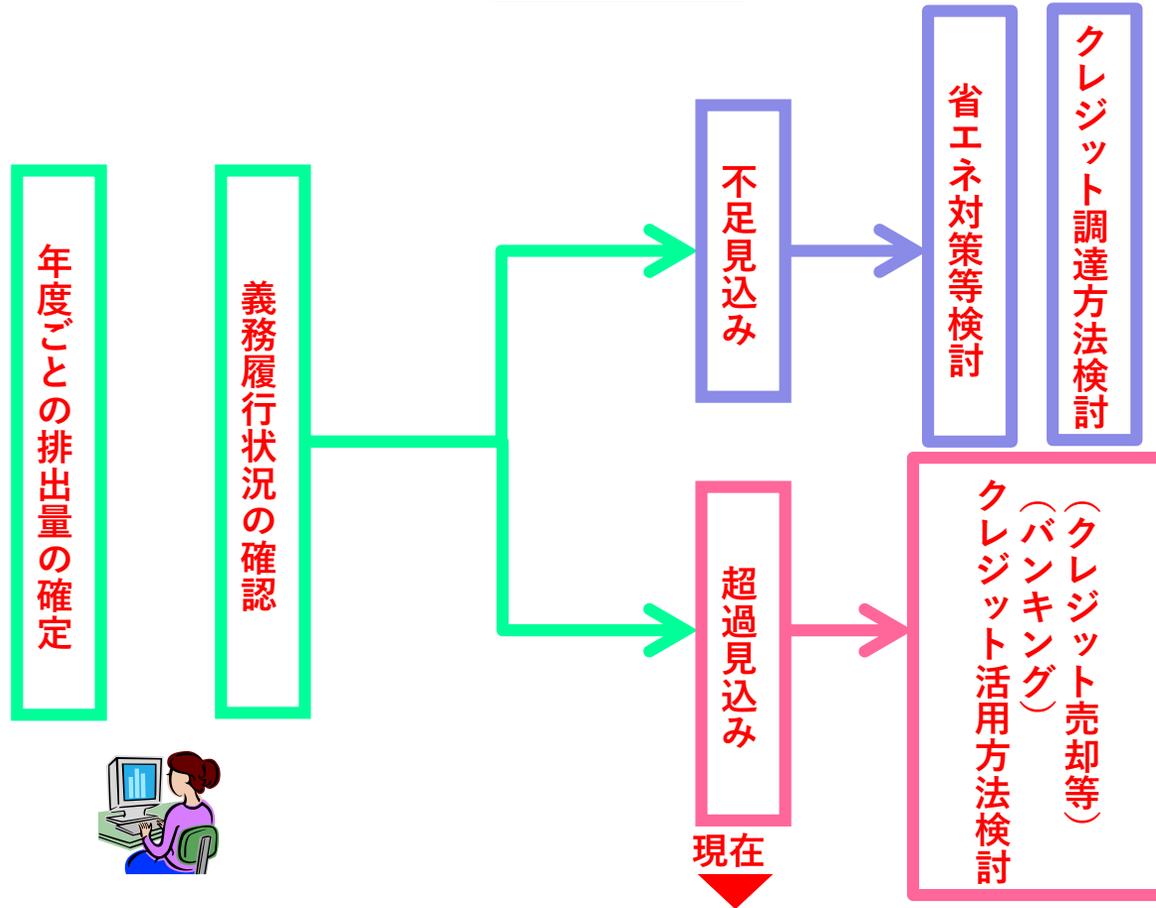
会社名（個人氏名）	操作マニュアル連絡先会社名	公表
住所	操作マニュアル連絡先住所	
所属名	操作マニュアル連絡先所属名	公表
担当者名	操作マニュアル連絡先担当者名	
電話番号	09-1111-1111	公表
FAX番号	09-2222-2222	公表
メールアドレス	lawouttest@fujiu.jp	公表

連絡先の情報は最新の情報が

✖ 最新の情報となっていない場合  
変更手続き（詳細はスライド14参照）

# 取引関連で毎年行うこと (義務履行状況等の確認(毎年))

## 毎年実施



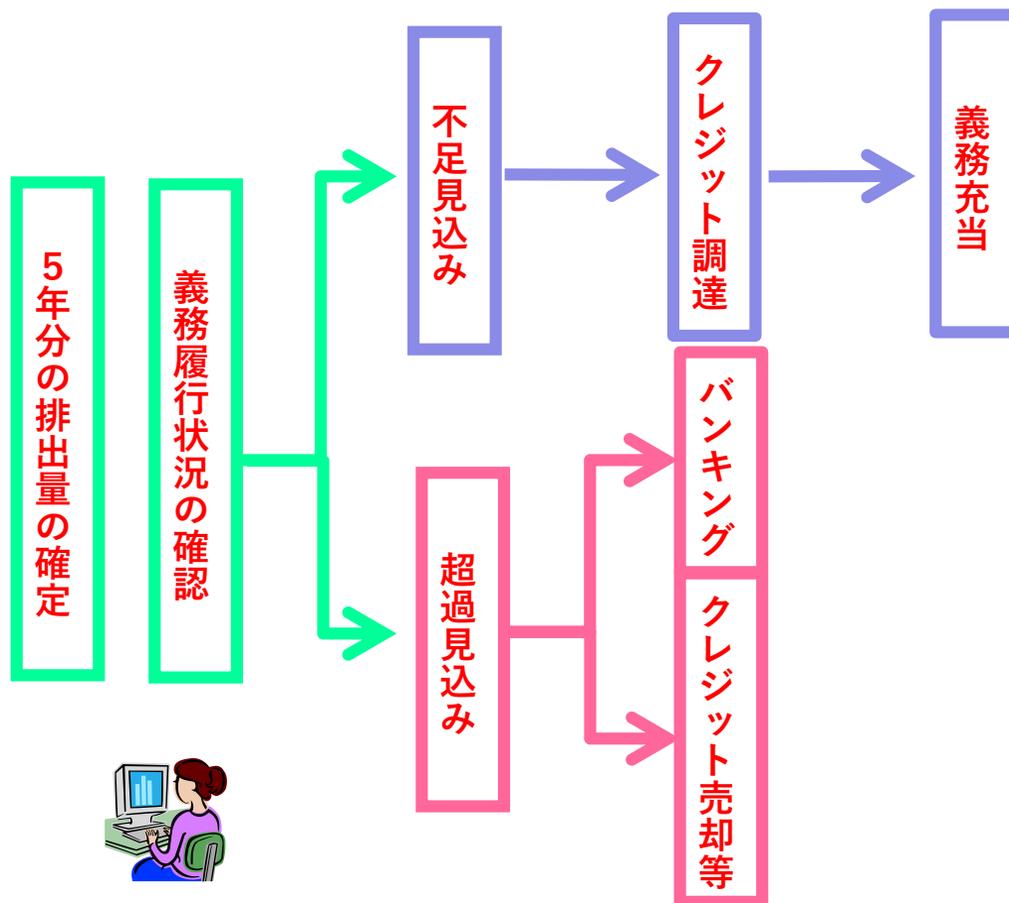
2020年度～2024年度

第3計画期間

事例  
1-5

# 取引関連で毎年行うこと (義務履行状況等の確認 (整理期間) )

## 整理期間中に実施



現在

2020年度～2024年度

2025年度～2026年度

9月

第3計画期間

第3計画期間の整理期間

第4計画期間

# 事例 1-6

# 取引関連で毎年行うこと (義務履行状況等の確認 (削減超過))

## 計画期間の途中

義務履行状況

削減義務率以外の数値の単位はt-CO<sub>2</sub>

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務期間合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000
事業所区分	I-1	I-1	I-1	I-1	I-1		
トップレベルの判定							
医療施設緩和措置							
削減義務率	27%	27%	27%	27%	27%		
特定温室効果ガス排出量	7,000	7,000					14,000
排出削減量	3,000	3,000					6,000
その他ガス削減量の義務充当量							
振替可能削減量の義務充当量							
超過削減量の発行量							
取引を加味した排出削減量	3,000	0	0	0	0	0	3,000
超過削減量発行可能量	300	600					

超過削減量発行可能量の  
累計値を表示

残りの削減義務期間における排出上限量 22,500 t-CO<sub>2</sub>

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量 28,000 t-CO<sub>2</sub>

前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量 0 t-CO<sub>2</sub>

前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当(バンキング)が可能な削減量 1,500 t-CO<sub>2</sub>

最新年度の値(確定値)を推移させた推計値を表示

## 整理期間

義務履行状況

削減義務率以外の数値の単位はt-CO<sub>2</sub>

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務期間合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000
事業所区分	I-1	I-1	I-1	I-1	I-1		
トップレベルの判定							
医療施設緩和措置							
削減義務率	27%	27%	27%	27%	27%		
特定温室効果ガス排出量	7,000	6,900	7,200	7,050	6,800		34,950
排出削減量	3,000	3,100	2,800	2,950	3,200		15,050
その他ガス削減量の義務充当量							
振替可能削減量の義務充当量							
超過削減量の発行量							
取引を加味した排出削減量	3,000	3,100	2,800	2,950	3,200		15,050
超過削減量発行可能量	300	700	800	1,050	1,550		

超過削減量発行可能量の  
累計値を表示

残りの削減義務期間における排出上限量 1,550 t-CO<sub>2</sub>

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量 0 t-CO<sub>2</sub>

前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量 0 t-CO<sub>2</sub>

前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当(バンキング)が可能な削減量 1,550 t-CO<sub>2</sub>

確定値を表示

# 事例 1-7

# 取引関連で毎年行うこと (義務履行状況等の確認 (削減不足))

## 計画期間の途中

義務履行状況

削減義務率以外の数値の単位はt-CO<sub>2</sub>

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務 期間合計	
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000	
事業所区分	I-2	I-2	I-2	I-2	I-2			
トップレベルの判定								
医療施設緩和措置								
削減義務率	25%	25%	25%	25%	25%			
特定温室効果ガス排出量	8,000	8,000					16,000	
排出削減量	2,000	2,000					4,000	
その他ガス削減量の 義務充当量								
振替可能削減量の 義務充当量								
超過削減量の発行量								
取引を加味した 排出削減量	2,000	2,000	0	0	0		4,000	
超過削減量発行可能量								
残りの削減義務期間における排出上限量							21,500	t-CO <sub>2</sub>
前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量							32,000	t-CO <sub>2</sub>
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量							2,500	t-CO <sub>2</sub>
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当(バンキング)が可能な削減量							0	t-CO <sub>2</sub>

最新年度の値(確定値)を推移させた**推計値**を表示

## 整理期間

義務履行状況

削減義務率以外の数値の単位はt-CO<sub>2</sub>

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務 期間合計	
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000	
事業所区分	I-2	I-2	I-2	I-2	I-2			
トップレベルの判定								
医療施設緩和措置								
削減義務率	25%	25%	25%	25%	25%			
特定温室効果ガス排出量	8,000	8,000	7,800	7,500	7,300		38,600	
排出削減量	2,000	2,000	2,200	2,500	2,700		11,400	
その他ガス削減量の 義務充当量								
振替可能削減量の 義務充当量								
超過削減量の発行量								
取引を加味した 排出削減量	2,000	2,000	2,200	2,500	2,700		11,400	
超過削減量発行可能量	0	0	0	0	0			
残りの削減義務期間における排出上限量							-1,100	t-CO <sub>2</sub>
前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量							0	t-CO <sub>2</sub>
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量							1,100	t-CO <sub>2</sub>
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当(バンキング)が可能な削減量							0	t-CO <sub>2</sub>

確定値を表示

事例  
2-1

## クレジットの調達が必要な場合の対応方法

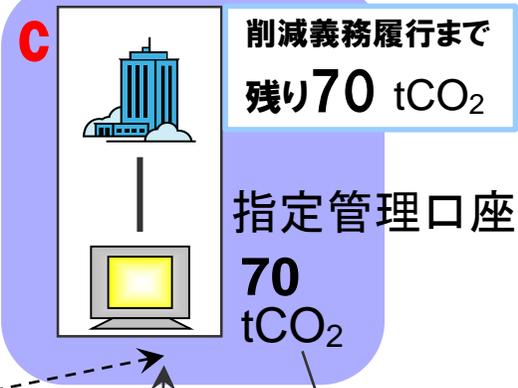
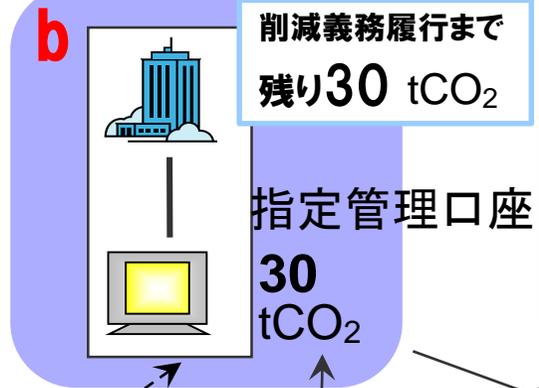
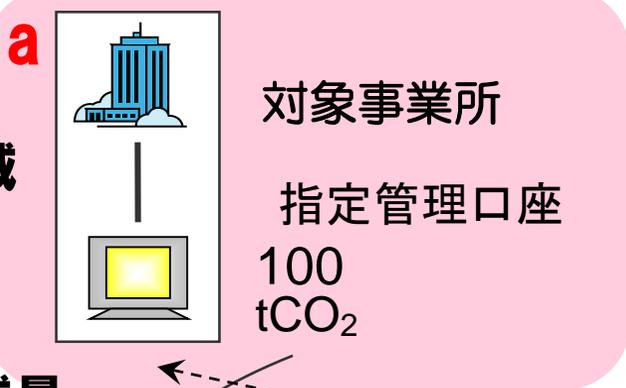
- ① 複数の事業所を持つ事業者が他事業所からクレジットを融通する方法
- ② 他法人からクレジット（超過削減量）を調達する方法
- ③ 自らオフセットクレジットを創出する方法

事例  
2-2

# クレジットの調達が必要な場合の対応方法① 複数の事業所を持つ事業者の取引

(例) 対象事業者Aは、対象事業所a、b、cの3つの事業所の義務者  
事業所a: 義務を**超過**達成  
事業所b、c: クレジットが必要 (**義務未達成**)

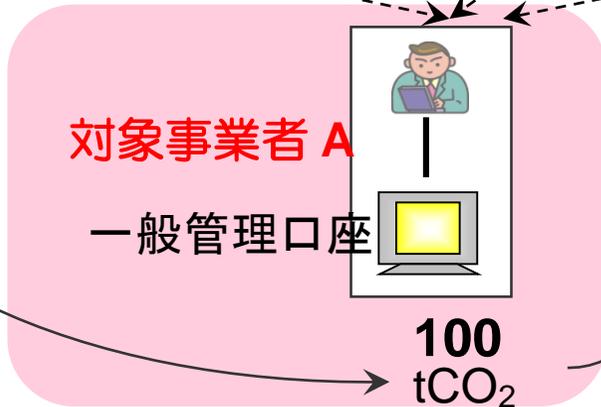
《A社》



② 超過削減量を発行

関連付け

③ 一般管理口座へ移転

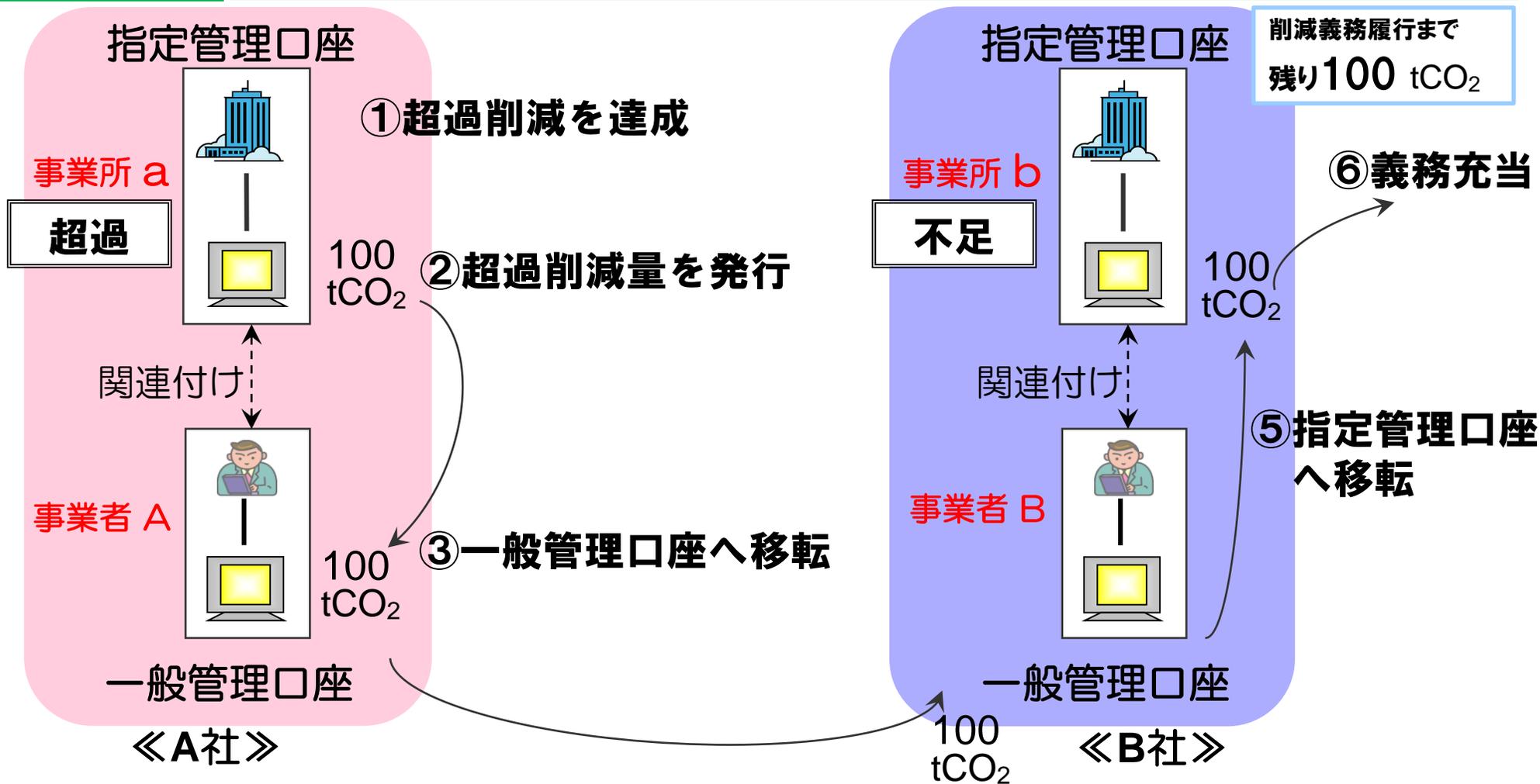


④ bとcの指定管理口座へ移転

⑤ 義務充当

事例  
2-3

# クレジットの調達が必要な場合の対応方法② 他者からクレジット（超過削減量）を調達



④対象事業者AとBの間で超過削減量を移転  
(対象事業者AとBの間の売買契約等の取り決めによる)

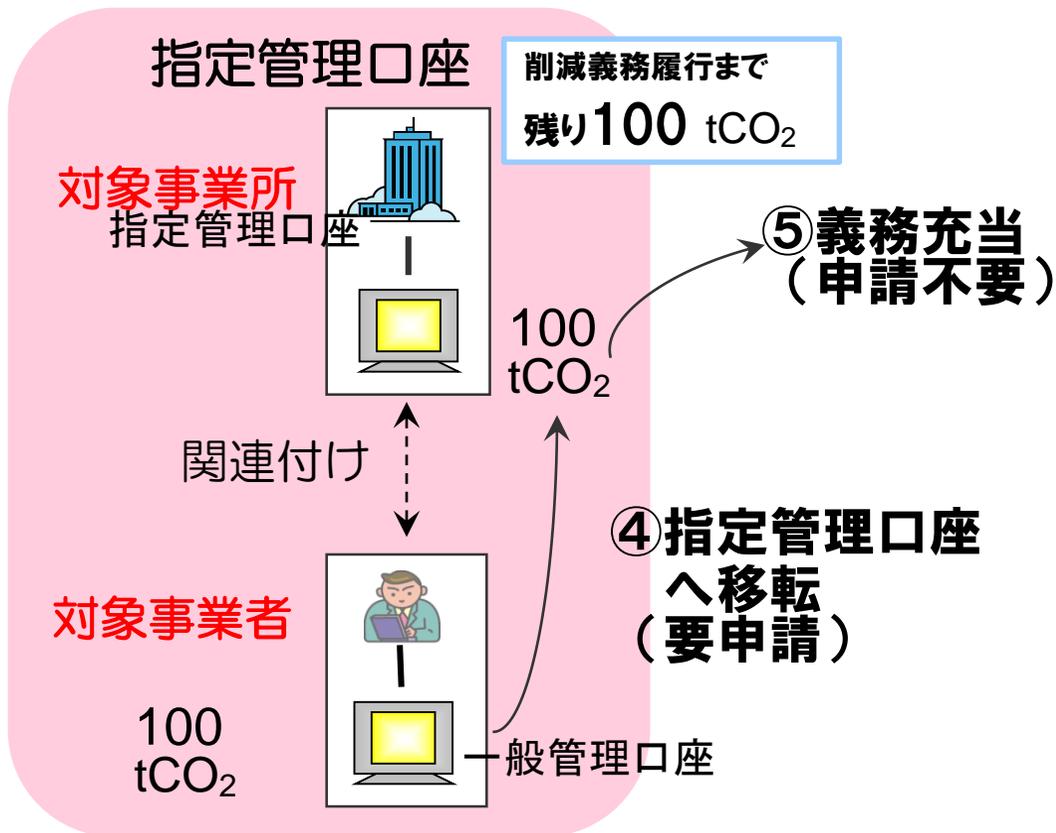
事例  
2-4

# クレジットの調達が必要な場合の対応方法③ 自らオフセットクレジットを創出 (再エネクレジット)

## ①グリーン電力証書を購入



## ②電力量の認証 を受ける (要申請)



再エネクレジットの場合は、対象事業所の所有者の**一般管理口座に直接発行**される

## ③再エネクレジットを発行 (要申請)

# クレジット調達に伴う一連の流れ

- ① 不足する削減量を確認する
- ② 売り手を探す
- ③ 契約を交わす
- ④ 移転（振替）申請書を提出する
- ⑤ 「移転実行」操作を行う
- ⑥ 契約履行後の処理（お金の支払い等）
- ⑦ 移転（振替）申請書を提出する（義務充当のため）

「申請書の提出」と「移転実行の操作」が必要

義務履行のために「申請書の提出」が必要  
（クレジットを調達しただけでは義務履行できていません。）

移転元（売り手）が実施  
④東京都への移転（振替）申請書の提出  
⑤システムでの「移転実行」操作

移転先（買い手）が実施  
⑦義務履行に関する東京都への移転（振替）申請書の提出  
（①②③⑥の他に⑦が必要）

移転元（売り手）

移転先（買い手）

# 事例 3-2

# クレジット調達に伴う一連の流れ (移転実行)

## ✓ 移転の実行

振替可能  
削減量  
振替申請

移転手続  
完了の  
お知らせを  
確認

移転の実行  
(任意の  
タイミング)

移転結果  
の確認

### システムメニュー画面

一般管理口座情報照会

- 口座情報照会
- 残高照会
- 取引履歴照会・移転実行

パスワード管理

- パスワード変更
- 第2パスワード新規設定/変更

見積管理業務

- 見積受付情報登録・変更
- 見積受付登録事業者照会

### ② 取引履歴の検索

取引履歴情報の検索を行います。  
検索条件を入力して、「検索」ボタンを押してください。

検索条件入力

取引完了日付	MD: 20110401~20120331
取引履歴番号	(No.) 130-9876543210
移転実行状態	<input checked="" type="checkbox"/> 移転実行待ち <input type="checkbox"/> 完了

検索 戻る

一般管理口座間の移転  
の場合のみ。売り手が  
作業を行います

### ① 第2パスワード新規設定

#### 第2パスワード新規設定/変更情報入力

現在の第2パスワードと、新規設定/変更後の第2パスワードを入力してください。  
新規設定の場合は新規設定/変更後の第2パスワードのみ入力してください。

現在の第2パスワード	<input type="text"/>
新規設定/変更後の第2パスワード (必須)	<input type="text"/>
新規設定/変更後の第2パスワード (確認用) (必須)	<input type="text"/>

変更 戻る

### ③ 移転実行

取引履歴情報の詳細は以下のとおりです。

都の処理完了日付	2015/08/21
取引完了日付	2015/08/21
取引等の区分	移転
移転実行状態	移転実行待ち
取引履歴番号	130-2111111119

#### 移転元口座情報

口座番号	130-110-400000001-00
管理口座の種類	一般管理口座
口座名義人の法人名称	一般事業者法人名称4
口座名義人の代表者名 (個人氏名)	一般管理代表者名4
口座名義人の所在地 (住所)	港区新橋2-1-10

#### 移転先口座情報

口座番号	130-110-9876543210-00
管理口座の種類	一般管理口座
口座名義人の法人名称	一般管理事業者法人名称4
口座名義人の代表者名 (個人氏名)	一般管理代表者名4
口座名義人の所在地 (住所)	港区南青山1-1-9

この移転を実行する場合は、内容を確認の上、誤りがなければ第2パスワードを入力し「移転実行ボタン」を押してください。

#### 第2パスワードによる認証

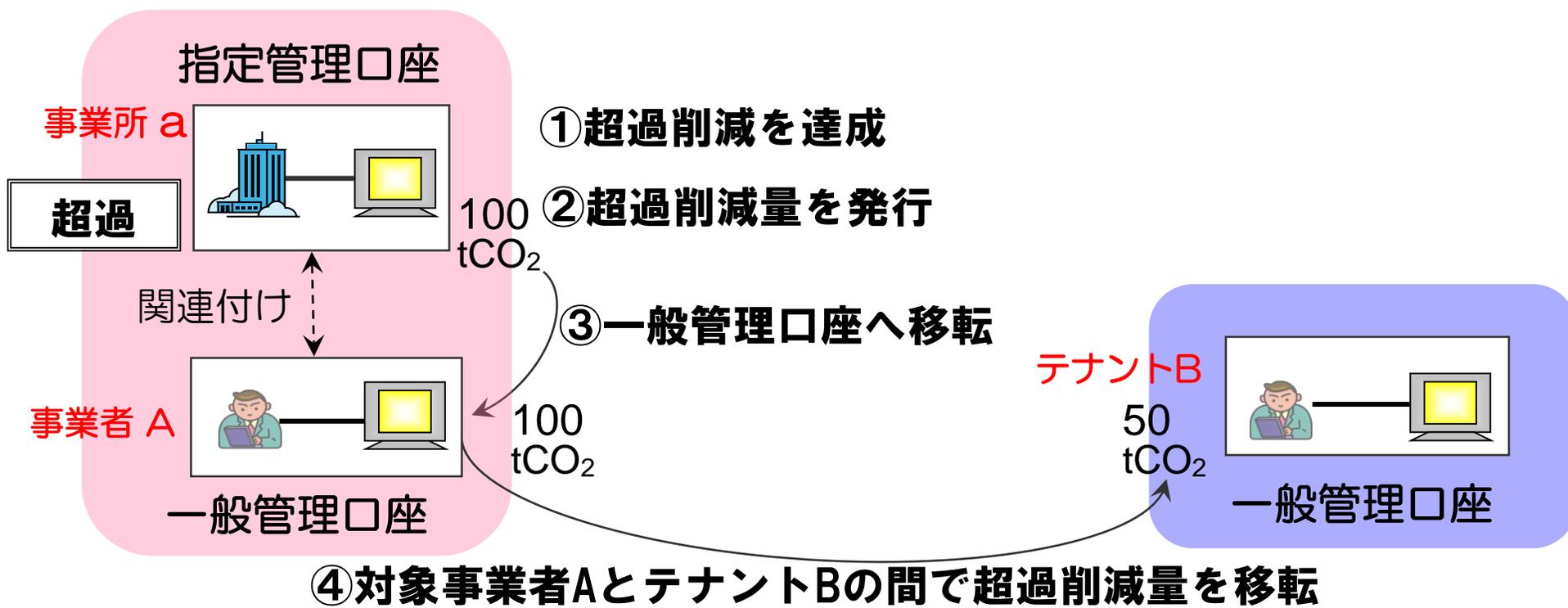
第2パスワード	<input type="text"/>
---------	----------------------

移転実行 戻る

## 事例4

# テナントにクレジットを分配する方法

- テナントBは指定地球温暖化対策事業者ではないため、一般管理口座と指定管理口座を関連付けできない
- テナントBの一般管理口座にクレジットを移転するためには、事業者Aの一般管理口座を介して移転



事例  
5-1

## 創出したクレジットを移転したいが口座にクレジットがない場合の対応

- クレジットとして利用するためには 「発行」 の手続きが必要
- 超過削減量は計画期間5年間の排出量が確定した後は自動で発行されるが、計画期間途中でクレジットを移転する場合は「発行」の手続きが必要
- オフセットクレジットについては、認証に関する手続きの他に「発行」の手続きが必要
- 超過削減量の発行先は 「指定管理口座」
- オフセットクレジットの発行先は 「一般管理口座」

事例  
5-2

# 創出したクレジットを移転したいが口座にクレジットがない場合の対応

## 超過削減量創出

地球温暖化  
対策計画書  
提出・確定

※  
振替可能削減量  
等発行等申請書  
提出・確定

指定管理口座  
に発行  
残高照会で確認

- ※削減義務期間の途中の任意のタイミングで発行⇒申請必要
- ※削減義務期間の終了後、削減義務量及び総排出量が確定した段階（義務履行状況が確定した段階）で知事が職権で発行⇒申請不要



事例  
5-3

# 創出したクレジットを移転したいが口座にクレジットがない場合の対応

再エネクレジット  
(その他削減量) 創出

その他削減量に係る  
電力量等の認証申請書  
提出・確定

※  
振替可能削減量等  
発行等申請書  
提出・確定

一般管理口座  
に発行  
残高照会  
で  
確認

※認証申請だけではクレジットが発行されない⇒申請必要



# 事例 6

## 連絡先の変更をメールで行う場合の連絡内容

### 【連絡担当者の変更の場合のメール連絡の例】

以下のとおり、連絡担当者情報の変更を希望します。

#### ● 対象口座番号

指定管理口座：130-100-●●●●-0

一般管理口座：130-110-●●●●-0

①会社名は商号変更の場合のみ  
メールで連絡可能

#### ● 変更内容 (変更前、変更後の情報)

- ①会社名 : (変更前) ○○○○ → (変更後) △△△△
- ②住所 (郵便番号含む) : (変更前) ○○○○ → (変更後) △△△△
- ③所属名 : (変更前) ○○○○ → (変更後) △△△△
- ④担当者名 : (変更前) ○○○○ → (変更後) △△△△
- ⑤電話番号 : (変更前) ○○○○ → (変更後) △△△△
- ⑥FAX番号 : (変更前) ○○○○ → (変更後) △△△△
- ⑦メールアドレス : (変更前) ○○○○ → (変更後) △△△△



■ 振替可能削減等の管理を行う部署等の情報

「公表」と記載のある情報につきましては、東京都が提供する口座情報一覧の中で一般に公開されます。

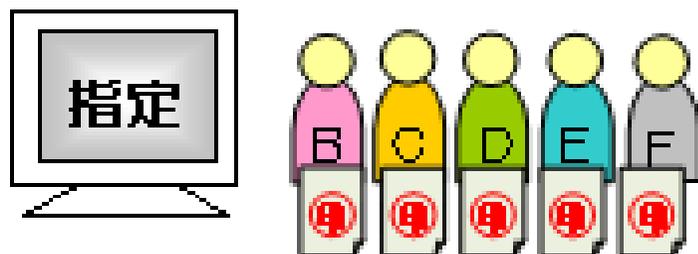
会社名 (個人氏名)	操作マニュアル連絡先会社名	公表
住所	操作マニュアル連絡先住所	
所属名	操作マニュアル連絡先所属名	公表
担当者名	操作マニュアル連絡先担当者名	
電話番号	00-1111-1111	公表
FAX番号	00-2222-2222	公表
メールアドレス	tanouttest@j11au.jp	公表

- 口座の連絡先は①～⑦まで登録
- メールでの連絡により最新情報に変更
- システムで確認

## 口座管理者の登録と変更

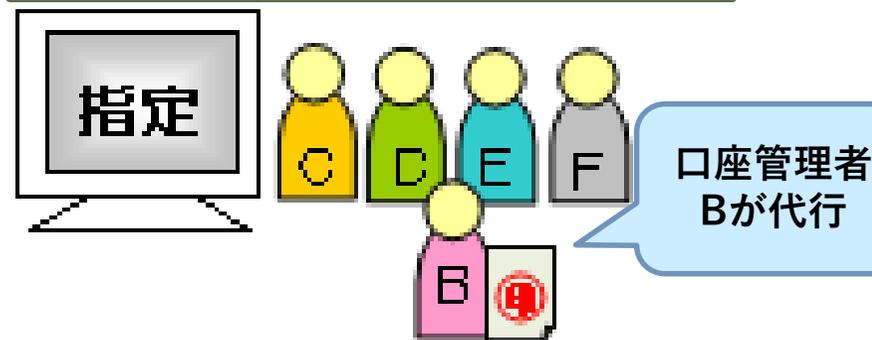
- 口座管理者は単独で指定管理口座に係る申請手続きを代表して行うことが可能
- 口座管理者の登録はすべての口座名義人の連名で申請

口座管理者を登録しない  
場合の申請手続き



すべての口座名義人連名での指定  
管理口座に係る申請手続きが必要

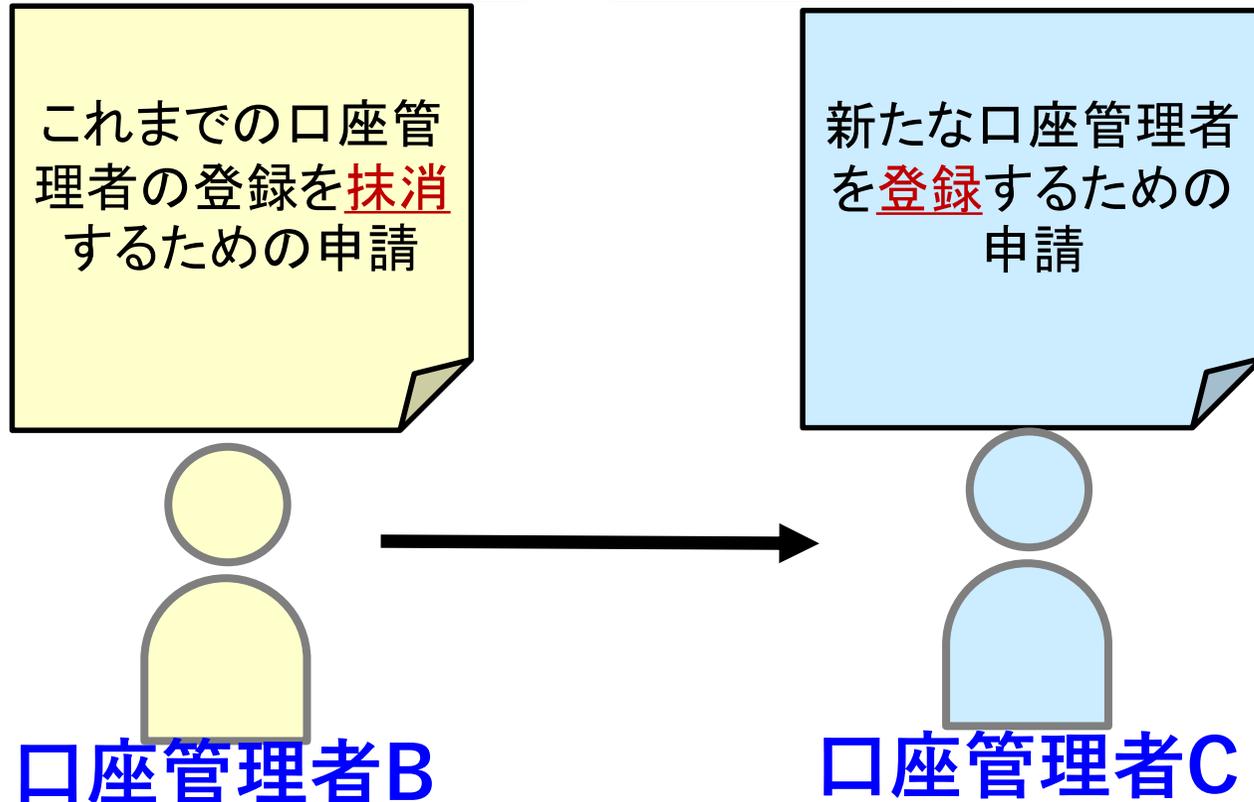
口座管理者を登録した  
場合の申請手続き



口座管理者は単独で指定管理口  
座に係る申請手続きを代行可能

## 口座管理者の登録と変更

- 口座管理者をこれまでと別の法人、個人に変更する場合は申請書の提出が必要
- 新たな口座管理者の登録として扱うため、**口座管理者の抹消申請と登録申請が必要**



事例  
8-1

# 事業所の指定地球温暖化対策事業者が変更となる場合

## <手続き>

事業所の指定地球温暖化対策事業者を変更する場合、変更内容を東京都へ届出する。（「指定地球温暖化対策事業者変更届出書」又は「所有事業者等届出書」の提出）



## <指定管理口座>

- 届け出により、事業所の指定地球温暖化対策事業者が変更されると、事業所で開設している 「指定管理口座の名義人」 が自動で変更される。
- 新たに登録された名義人用に、当該口座のログインに使用するユーザーID（口座簿利用者番号） 等が自動で発行され、「指定管理口座に登録された連絡先」に通知される（通知書面の郵送）

事例  
8-2

# 事業所の指定地球温暖化対策事業者が変更となる場合

## < 一般管理口座 >

- 事業所の指定地球温暖化対策事業者の変更に伴う登録情報等の変更はないため、当該一般管理口座の開設をした名義人が引き続き使用することが可能。
- 関連付けは自動で解除されないため、旧事業者の方は、関連付けが必要なくなる場合は、関連付けの解除手続きが必要。
- 新事業者の方で、すでに一般管理口座を保有している場合は、一般管理口座へのクレジット移転をする場合に備える場合、関連付け申請が必要。 一般管理口座の開設をしていない場合は、開設時に関連付けをすることも可能。

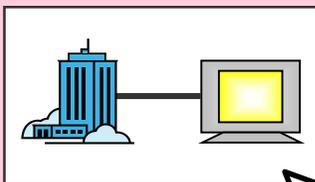
事例  
8-3

# 事業所の指定地球温暖化対策事業者が変更となる場合

< 手続前 >

指定管理口座

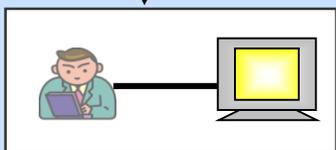
事業所 a



A社による  
関連付け解除

関連付け

事業者 A



一般管理口座

< 口座名義人 >

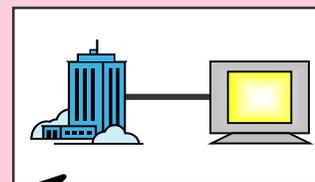
- 事業者A
- 事業者B

事業者変更の届出

< 手続後 >

指定管理口座

事業所 a



< 口座名義人 >

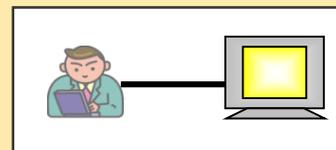
- 事業者C
- 事業者B

ID等  
通知書  
(C社用)

関連付け

C社による  
関連付け

事業者 C



一般管理口座

# 事例 9-1

# 排出量取引の情報は東京都環境局のHPから

東京都環境局  
Bureau of Environment

音声読み上げ・文字拡大・色合い変更 Other Languages 都庁総合トップページ

サイトマップ キーワードを入力してください 検索

お別れのご案内 申請・届出 条例・計画・協議会 データ・資料・刊行物 環境局について

トップページ > 地球環境・エネルギー > 大規模事業所における対策

## 大規模事業所における対策

ページ番号：517-140-504

### 総量削減義務と排出量取引制度(キャップ&トレード制度)



この制度は、大規模事業所(前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間1,500kL以上の事業所)にCO2排出量の削減義務を課すものであり、オフィスビル等をも対象とする世界初の都市型キャップ・アンド・トレード制度です。

地球環境・エネルギー

> 太陽光ポータル

> HTT <電力をH減らす・T創る・T蓄める>を進めよう

大規模事業所における対策

> 中小規模事業所における対策

- 口座開設者の情報  
(指定管理口座一覧・一般管理口座一覧)
- 排出量取引の実績等の情報
- クレジットの無効化実績

提出書類に関する情報  
(スライド60でも紹介)

< 大規模事業所における対策 >

掲載URL

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/index.html)



## 各リンクのご案内

### 総量削減義務と排出量取引制度

制度全般について(事業所)	
制度概要	第四計画期間の削減義務率等について 第三計画期間の削減義務率等について 第二計画期間の削減義務率等について 地球温暖化対策計画書制度(前制度)について 制度動画と資料 (制度概要パンフレットはこちら) 対象となる事業所
排出量取引	排出量取引 総量削減義務と排出量取引システム
クレジットの創出	都内中小クレジット(ガイドライン等、提出書類等) 埼玉県クレジット 埼玉連携クレジット
クレジットの無効化	クレジットの無効化(ガイドライン、提出書類等) 「東京都カーボン4デイズ in 2022」への協力(申請は締め切り済み)
テナント等事業者	テナント等事業者の制度概要
トップレベル事業所	認定基準、資料・ツール類、認定実績
検討期間について(事業者の方向け)	登録済の検証機関 評価一覧
制度実績の公表	制度実績各種 東京都★省エネカルテ 特定テナント等事業者の評価・公表
提出書類	提出書類
説明会・講習会一覧	説明会・講習会情報
条例・規程・指針・ガイドライン	各種ガイドライン
省エネ・節電対策アンケート	節電対策紹介・節電アンケート 東京都省エネルギー対策促進プロジェクト(※募集は終了しました)
よくある質問・回答集	よくある質問・回答集 質問送付シートのダウンロード

排出量取引に関する情報  
(スライド59でも紹介)

システムログインURL  
(スライド16でも紹介)

クレジット無効化に関する情報

# 事例 9-2

# 排出量取引の情報は東京都環境局のHPから

東京都環境局  
Bureau of Environment

音声読み上げ・文字拡大・色合い変更 Other Languages 都庁総合トップページ

サイトマップ キーワードを入力してください 検索

## 排出量取引

ページ番号：855-263-574

大規模事業所における対策

### クレジット販売・仲介事業者

クレジットの販売・仲介を行っている事業者の紹介

内容	更新日	ダウンロード
クレジット販売・仲介事業者	2022年8月26日	PDF (PDF : 192KB)

仲介事業者の情報  
(スライド24でも紹介)

### 排出量取引運用ガイドライン

排出量取引に関し、削減量口座簿の仕組み、必要な手続、東京都が実施する取組等について記載しています。

内容	更新日	ダウンロード
総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン	2022年4月27日	PDF (PDF : 5,088KB)
⇒令和4年4月の主な改正内容及び新旧対照表	2022年4月27日	PDF (PDF : 708KB)
振替可能削減量売買契約書雛形 ※本契約書雛形は、東京都の温室効果ガス排出量削減義務と排出量取引制度において振替可能削減量(超過削減量及びオフセットクレジット)の売買を行う事業者の参考として提示するものでもありません。取引に当たっては雛形を利用する場合でも、その内容を十分に確認し、適宜個別の状況に応じた契約内容を修正していただく	2021年1月15日	Word (ワード : 54KB)

## <排出量取引>

掲載URL



[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale/trade/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/index.html)

### 排出量取引に関する説明資料

排出量取引制度を分かりやすく説明した排出量取引入門資料及び制度の説明資料等にぜひご活用ください。

動画資料

内容	更新日	ダウンロード
排出量取引入門	2022年6月15日	資料(PDF) (PDF : 3,052KB) 動画(外部サイト) 資料(PDF) (PDF : 2,508KB)
排出量取引事例集 ～排出量取引とクレジット等の創出に関するよくある疑問の解消に向けて～	2022年8月18日	PDF (PDF : 3,414KB)
クレジットの活用方法(削減量が超過している場合)	2021年4月1日	PDF (PDF : 2,468KB)
義務履行に関する手続き(削減量が不足している場合)	2021年4月1日	PDF (PDF : 2,508KB)

### 排出量取引に関する調査結果(取引価格の査定結果等)

#### クレジットの移転(振替)申請時の申告価格

義務履行のための取引のうち価格記載のあったものについて、取引レンジごとの加重平均を算出しています。

内容	更新日	ダウンロード
移転(振替)申請時の申告価格 (第二計画期間の整理期間 2021年2月-7月)	2021年8月23日	PDF (PDF : 447KB)
【参考】移転申請時の申告価格(第一計画期間の整理期間)		PDF (PDF : 313KB)

#### 市場調査による取引価格の査定結果とその論拠について解説しています。

内容	更新日	ダウンロード
取引価格の査定結果について【令和4年2月】	2022年6月15日	資料(PDF) (PDF : 400KB)

査定結果

(スライド26でも紹介)

# 事例 9-3

# 排出量取引の情報は東京都環境局のHPから

## 排出量取引

様式名称 (※詳細はリンク先を参照してください。)	提出期限
一般管理口座開設申請書	特にありません。 ※振替可能削減量の発行又は取得を行うときまでに開設申請を行ってください。一般管理口座開設申請書の受理後、口座開設までに時間を要しますので、余裕を持って開設されることをお勧めします。
口座名義人等氏名変更届出書	変更が生じた際には、できる限り速やかにお届けください。
口座管理者登録（登録抹消）申請書	特にありません。
一般管理口座更新申請書	各計画期間未まで（第三計画期間にあつては2026年9月末日まで） ※第二計画期間における一般管理口座更新申請の受付は終了しました。
一般管理口座廃止申請書	特にありません。
一般管理口座等に係る関連付け申請書	特にありません。 ※指定管理口座との間で振替可能削減量の取得又は移転を行うときまでに、関連付け（特定一般管理口座の登録）申請を行ってください。
特定一般管理口座等に係る関連付け解除申請書	特にありません。
振替可能削減量振替申請書	特にありません。
振替可能削減量等発行等申請書	超過削減量は、各整理期間未まで その他の振替可能削減量等は、認定された削減量を義務履行に利用できる削減計画期間の整理期間未まで
振替可能削減量記録移転申請書（無効化）	無効化対象のクレジットを義務履行に使用できる削減計画期間の整理期間未まで
義務充当申請書	特にありません。
振替可能削減量等抹消（更正）申請書	特にありません。
口座簿利用者番号等通知申請書	特にありません。
削減量口座簿記録事項証明書交付申請書	特にありません。

## < 提出書類 >

### 掲載URL

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale/documents/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/index.html)



申請、又は削減量口座と合わせて申請して  
命令の際にお知らせ  
出せざるを得ない方

東京都環境局  
Bureau of Environment

音声読み上げ・文字拡大・色合い変更 Other Languages 翻訳総合トップページ

サイトマップ キーワードを入力してください 検索

トップページ | 地球環境・エネルギー | 大規模事業所における対策 | 提出書類 | 口座簿利用者番号等通知申請書

### 口座簿利用者番号等通知申請書

ページ番号：396-345-278 更新日：2022年7月1日

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」といいます。）において、口座名義人又は口座管理者は、削減削減義務と排出量取引システムにログインする際に必要である口座簿利用者番号（ユーザID）又は暗証番号（パスワード）の再度の通知を希望する場合は、その旨を申請し、これらの通知を受けることができるとされています（規則第4条の21の19第1項及び第2項）。

- 1. 申請者**  
口座簿利用者番号を保有する、指定管理口座及び一般管理口座の口座名義人又は口座管理者（この申請は、口座簿利用者番号又は暗証番号を忘れた方がご利用いただけます。申請書をご提出いただく、暗証番号を再発行のうえ、口座簿利用者番号と合わせて通知します。）  
なお、削減削減義務と排出量取引システムの画面では、「口座簿利用者番号」は「ユーザID」と、「暗証番号」は「パスワード」と表記されています。
- 2. 提出書類・添付資料**

提出者	提出書類・添付資料	部数	様式
① 全員	口座簿利用者番号等通知申請書	1部	と Excel（エクセル：31KB）
② 全員	①のExcelデータを保存した電子媒体（フロッピーディスク、CD-R、MO等） ※頂いた電子媒体は、返却いたしません。	1枚	-
③ 全員	印鑑証明書（変更があった場合のみ） ※1※2※3	1部	-
④ 個人のうち、印鑑証明書から氏名及び住所が確認できない者	住民票（変更があった場合のみ） ※3※4	1部	-

※1 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出で既に提出しており、記載内容に変更がない場合は添付不要。印鑑証明書の内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）について、直近で提出したのから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書（発行後6か月以内のもの）を添付すること。  
※2 国及び地方公共団体は不要  
※3 複数の申請を同時に行う場合は、申請書ごとの添付は不要（合わせて1部でよい。）  
※4 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がないときは添付不要。直近で提出したのから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した住民票（発行後6か月以内のもの）を添付すること。

- 3. 記入要領**  
口座簿利用者番号等通知申請書 記入要領 と PDF（PDF：736KB）
- 4. 提出方法**  
郵送の場合  
封筒に必要書類及び電子媒体を同封のうえ、次のあて先へ送付してください。

## 提出書類

## 添付書類

## 記入要領

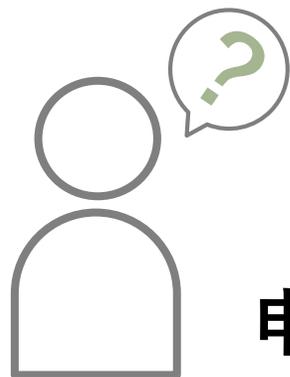
# 取引事例とよくある質問



1. 排出量取引に関するQ&A
2. 排出量取引に関する事例等
- 3. 申請書のよくある間違い**



# 取引事例とよくある質問



- |        |                 |
|--------|-----------------|
| 申請書事例1 | 申請書の押印と印鑑証明書の一致 |
| 申請書事例2 | 重複記載不要          |
| 申請書事例3 | 連絡先の変更          |



# 申請書 事例 1

## 申請書の押印と印鑑証明書の一致

- 申請書には法務局に登録している代表者印（印鑑証明書と同じ印）を押印
- 審査の過程で申請書の押印と印鑑証明書の印の一致を確認

令和 年 月 日

東京都知事 殿

住所

氏名

印

法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

振替可能削減振替申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録がされる口座情報	口座番号	事業所名称	事業所の所在地	指定番号	管理口座の種類

増加の記録がされる口座情報

口座番号	事業所名称	事業所の所在地	指定番号	管理口座の種類

振替の原因となった事由

種類	振替の数	識別番号
t (二酸化炭素換算)		

i 単位当たりの取引金額 円/t (二酸化炭素換算)

添付書類

別添のとおり
会社名
住所
所属名
担当者名
電話番号
FAX番号
E-メールアドレス
備考

振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先

同じ印鑑

印鑑証明書

印

名称 株式会社東京〇〇  
主たる事業所 東京都千代田区〇〇町一丁目1番1号

代表取締役 東京太郎  
昭和〇年△月〇日 生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

申請書

印鑑証明書

# 申請書 事例 2

## 重複記載不要

- 筆頭申請者と同じ方は、申請者一覧（別紙）への記載不要
- 申請書と同じ内容は、情報一覧（別紙）への記載不要

令和 年 月 日

東京都知事 殿

住所 株式会社東京〇〇  
氏名 代表取締役〇〇〇

振替可能削減量振替申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録される座席情報	口 座 番 号	管理口座の種類
口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に限る。）	事業所の名称 事業所の所在地 指定番号	
増加の記録される座席情報	口 座 番 号	管理口座の種類
口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に限る。）	口座名義人の氏名又は名称（一般管理口座に限る。） 事業所の名称 事業所の所在地 指定番号	

振替の原因となった事由

振替可能削減に係る情報

種類 振替の数量  
識別番号

1単位当たりの取引金額  
円/㌥（二酸化炭素換算）

添付書類

別紙のとおり

会社名  
住所  
所属名  
担当者名  
電話番号  
FAX番号  
E-アドレス  
備考

※受付欄

申請書

令和 年 月 日

振替可能削減量振替申請書の申請者一覧

（住所及び氏名の欄は、法人にあつては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。  
☑は、前回の届出又は申請以降、氏名等の変更があった場合に選択する。）

振替可能削減量振替申請書の申請対象となる口座

口座番号： 管理口座の種類：

事業所の名称：

筆頭申請者の  
□氏名等変更あり

住所 株式会社東京〇〇  
氏名 代表取締役〇〇〇

住所  
氏名

住所  
氏名

住所  
氏名

□氏名等変更あり

□氏名等変更あり

□氏名等変更あり

申請者一覧(別紙)

令和 年 月 日

振替情報一覧

筆 頭	申 請 者 の 種 類	口 座 番 号	管理口座の種類
減少の記録される座席情報	口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に限る。）	事業所の名称 事業所の所在地 指定番号	
増加の記録される座席情報	口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に限る。）	口座名義人の氏名又は名称（一般管理口座に限る。） 事業所の名称 事業所の所在地 指定番号	

振替の原因となった事由

振替可能削減に係る情報

種類 振替の数量  
識別番号

1単位当たりの取引金額  
円/㌥（二酸化炭素換算）

情報一覧(別紙)

# 申請書 事例 3

## 申請書提出のタイミングで連絡先も変更

- 連絡先は最新情報を記載し、登録情報と異なる場合は、備考で（連絡先変更）「有」を選択
- 変更できるのは申請書に記載した口座のみ

令和 年 月 日

東京都知事 殿

住所

氏名

法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

振替可能削減量振替申請書

国民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録がされる口座情報	口座番号	管理口座の種類
口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に限る。）	事業所の名称 事業所の所在地 指定番号	
増加の記録がされる口座情報	口座番号	管理口座の種類
口座名義人の氏名又は名称（一般管理口座に限る。）	口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に限る。）	
振替の原因となった事由		
振替可能削減に係る情報	種類	t（二酸化炭素換算）
	振替の数量 識別番号	
1単位当たりの取引金額		円/t（二酸化炭素換算）
添付書類 別添のとおり		
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	会社名	
	住所	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	Eメール	
備考		

※受付欄

振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先

会社名		
住所		
所属名		
担当者名		
電話番号		
FAX番号		
Eメール		
備考	指定管理口座及び一般管理口座	有

# 相談窓口にお気軽にご相談ください！！

「総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口」では、  
排出量取引に関する相談をお受けしています。

## <総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 20 階南側

**TEL : 03-5388-3438**

Email : [torihiki@ml.metro.tokyo.jp](mailto:torihiki@ml.metro.tokyo.jp) (取引制度・クレジットの無効化に関するご質問)

[ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp](mailto:ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp) (制度全般に関係するご質問)